

入学前におこなっていただく手続きはありません。入学後の二輪車乗入登録申請の際に、自転車保険の内容を確認できる書類が必要となりますので、ご準備をお願いします。

【水落キャンパス】

(新入生用)

二輪車乗入登録申請(自転車・原付・バイク)について

静岡県では令和元年10月より、自転車利用者の損害賠償保険への加入が義務化されました。

そのため、本学への自転車通学は**保険加入している場合のみ許可**します。自転車やバイクで通学する学生は、必ず以下手順でポータルサイト UNIPA より「二輪車乗入登録申請」を行ってください。

スケジュール	自転車の場合	原付・バイクの場合
Web 申請期間 4/2(木)～14(火)	1. Web 申請 「二輪車乗入登録申請(自転車)」 添付書類:法律上の損害賠償を負った場合に損害を補償する保険の内容を確認できる書類(例:自転車保険,自動車保険の個人賠償責任保険特約など) 添付ファイル形式:jpeg,png,PDF	1. Web 申請 「二輪車乗入登録申請(原付・バイク)」 添付書類: 自賠償保険 添付ファイル形式:jpeg,png,PDF
「駐輪場利用ステッカー交付申請書」に記入	2. 水落学生課窓口においてある「駐輪場利用ステッカー交付申請書」に記入	2. 水落学生課窓口においてある「駐輪場利用ステッカー交付申請書」に記入
申請料の納付	3. エントランスにある証明書発行機にて「申請書(100円)」を購入	3. エントランスにある証明書発行機にて「申請書(100円)」を購入
ステッカー交付期間 4/2(木)～24(金)	4. 水落学生課窓口で下記2点を提出し、ステッカーの交付を受ける ・駐輪場利用ステッカー交付申請書 ・申請書(100円) 5. ステッカーを車体に貼る	4. 水落学生課窓口で下記2点を提出し、ステッカーの交付を受ける ・駐輪場利用ステッカー交付申請書 ・申請書(100円) ※草薙キャンパスへ乗り入れる場合は「乗入ルート確認書」も提出する。 5. ステッカーを車体に貼る

《注意事項》

(1)4/14(火)までに申請が間に合わなかった方は、添付書類が整い次第、なるべく早く申請してください。

交付されたステッカーは、後ろから見える位置(後輪の泥除け、サドル支柱の裏)貼ってください。

(2)登録期間は1年間です。毎年3～4月の登録期間に、毎年度同様の保険関係書類の提出を求めます。

(3)登録ステッカーが貼られていない二輪車は、本学駐輪場への駐輪を認めません。

4月27日(月)以降は、駐輪場の使用を登録ステッカーのある二輪車に限定しますので、それまでに必ず二輪車乗入登録をしてください。ステッカーを貼っていない車両は未登録の車両として撤去の対象となる可能性があります。

撤去の告示日から2ヶ月を経過しても引き取りに来ない二輪車については、その所有権を放棄したとみなし、放置自転車を処分いたします。保険契約書の用意が間に合わないなど、特別な事情で二輪車登録ができない場合は、在籍するキャンパスの学生課・学生担当へご連絡ください。

(4)在籍するキャンパスで登録することで、他キャンパスへの乗り入れが可能です。

ただし、草薙キャンパスへ原付・バイクで乗り入れする場合は、別途「草薙キャンパス乗入ルート申請書」の提出が必要です。詳しくは水落学生課へお問合せください。

【問合せ先】

水落学生課 054-297-3203

この申請書は、入学後に UNIPA で『二輪車乗入登録申請』を行った後に記入し、学生課へ提出していただくものです。

学生課窓口に置いてありますので、各自お取りのうえご利用ください。

駐輪場利用ステッカー交付申請書^{R8}

提出年月日 令和 年 月 日

UNIPA 申請書番号		ステッカー 番号	※学生課で記入します
登録者	学部		学科
	学籍番号	氏名	
	携帯電話		
区分	自動二輪 ・ 原付 ・ 自転車		
乗り入れ キャンパス	※乗り入れするキャンパス全てに○印をつける 水落C ・ 草薙C ・ 瀬名C		

【提出先】水落学生課窓口

【二輪車乗り入れ登録手順】

◀UNIPA 申請▶

- UNIPA の WEB 申請から、
『二輪車乗入登録申請(自転車)』もしくは『二輪車乗入登録申請(原付・バイク)』を行う
※保険契約内容の添付が必要なため、事前にお手元へ保険契約書等をご用意ください。
- UNIPA での申請書番号を控えておく

◀駐輪場利用ステッカー交付申請▶

- 「駐輪場利用ステッカー交付申請書」に記入する ★UNIPA 申請書番号を必ず記入してください
- 証明書発行機で「申請書(100 円)」を購入し、この交付申請書と合わせて水落学生課窓口へ提出
- 水落学生課窓口にてステッカー交付

【二輪車乗り入れ登録後の注意事項】

- ※ステッカーは、必ず後ろから見える位置（後輪の泥除け、サドル支柱の裏）に貼ること。
- ※区分・車種等に変更があった場合は、再登録をすること。
- ※撤去の告示日から 2 か月を経過しても引き取りに来ない二輪車について、その所有権を放棄したとみなし、放置自転車として処分します。